

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

菊陽町は、県内で有数の人口増加率を誇る町である。近年急激に人口が増加しており、2005年には32,434人であった町の人口は、現在42,998人に上る。今後も緩やかな人口の増加が見込まれ、2025年には45,946人と推計されている。

また、阿蘇くまもと空港や九州自動車道、国道57号線などの交通インフラ、セミコンテクノパーク・原水工業団地が整備されたことを背景に、製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、現在は県内有数の産業集積地域となっている。

産業別に町内事業所数をみると、製造業55件をはじめ、建設業が140件、卸売業及び小売業4,745件、宿泊業及び飲食サービス業1,938件、生活関連サービス業及び娯楽業429件、複合サービス事業1,171件など幅広い産業が存在している。産業別就業人口は2015年には、第一次産業が932人、第二次産業が5,765人、第三次産業が12,013人となっている。

現在、町内の中小企業数は増加傾向にあるものの、人手不足・後継者不足等の課題に直面している企業もみられる。企業数が増加する中、2010年24,619人であった町の生産年齢人口（15～64歳）は2015年には25,188人と微増にとどまっていることが要因といえる。また、今後、総人口は増加するものの、高齢者人口の増加率も高く、2015年の7,337人から、2025年には10,147人となるなど経営者の高齢化も見込まれる。このような現状を放置することなく、町内中小企業の生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現させるための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

菊陽町の産業は、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が菊陽町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

菊陽町の産業は、光の森や三里木駅周辺、町北部の工業団地、町南部にいたるまで、広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、菊陽町全域とする。

(2) 対象業種・事業

菊陽町の産業は、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が菊陽町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。